

飯綱町町制 20 周年記念事業企画運営業務委託仕様書

1 業務の名称

飯綱町町制 20 周年記念事業等企画運営業務

2 業務の目的

本町は、令和 7 年 10 月 1 日に町制 20 周年の記念の節目を迎える。これまでの町の発展の歩みを振り返りながら、記念の年を町民一体となって祝うとともに、更なる町の飛躍に向け想いを一つに新たな一步を踏み出す契機として、町制 20 周年記念事業を実施する。

本業務は、町が計画する記念事業の具体的な企画及び運営支援を委託するものであり、町民が町への愛着と誇りを深め、町の未来の創造につながるための記念事業の遂行を目的とする。

3 業務内容

町制 20 周年記念事業として予定する以下の事業の企画運営及び付属する業務一式

(1) 「(仮称) 町制 20 周年記念町民フェスティバル」の企画運営

多世代の町民が参加し、20 周年の節目を祝い・楽しめる記念事業の企画運営を行うこと。

参考例示として以下に概要を示すが、この例示は提案内容を拘束するものではなく、本事業の趣旨を踏まえ、より効果的で魅力的なものとするための、独自の提案を行って差し支えない。

ア 開催時期 令和 7 年 8 月～9 月上旬

イ 開催場所 飯綱東高原芝広場及び周辺施設

ウ 開催時間 11:00～20:00 の間で開催時間を設定

エ フェスティバルの内容

①ステージイベント

例として、伝統芸能（神楽獅子舞・太鼓）等の出演、キッズダンスやバンド演奏、トークショー、手品、ビンゴゲームなど

②キッズゾーンの設置

例として、魚のつかみ取り、〇〇大会等の競技やゲーム、射的、フワフワなど

③飲食店・物販・体験等のブース設置

町内外の事業者等への出店（キッチンカー等含む）募集と調整

④イベントの閉会演出

例として、ナイトドローンショー、スカイらんたん、水上花火など

⑤その他、集客や町の PR 等につながる企画

・多世代の町民が来場の動機となる、イベント企画等を検討すること

オ 運営管理

①提案内容を催行するために必要な会場設営をおこなうとともに、人員、機材、消耗品等を手配すること

②当日は会場内にイベント本部を設置し、管理運営や問い合わせ対応にあたること

- ③当日は会場（周辺・駐車場含む）の安全かつ円滑な運営を図り、会場内の警備・巡回・来場者案内等を行うとともに、各所に適正な人員を配置すること
- ④当日の進行や人員配置、会場図面、緊急連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成し、発注者や各スタッフと共有を図ること
- ⑤必要に応じ運営ディレクター、司会者等を手配すること
- ⑥イベント内容や来場者数、記録写真、制作物等を記録した報告書を作成すること

カ 広報

- ①各種メディアや SNS、著名人等を活用して効果的な広報を実施すること
- ②事前広報用のチラシやポスター等の制作
- ③フェスティバル当日用のパンフレット（プログラム及び会場配置図等）等の制作

キ その他

- ①雨天実施を原則とするが、荒天で屋外実施が困難となった場合の代替案や措置については、発注者と協議し決定する
- ②フェスティバル開催日のリスクに備える保険（来場者用傷害保険等）に加入すること
- ③その他、本フェスティバルの実施にあたり必要な事項については、発注者と協議の上、適宜調整するものとする

(2) 「(仮称) 町制 20 周年記念町民音楽会」の運営支援

例年、飯綱町文化協会が実施する「ゆかいな村の音楽会」を、「(仮称) 町制 20 周年記念町民音楽会」として実施する方針で関係機関と準備を進めており、当該記念音楽会の円滑な実施に向けた企画運営支援を行うこと。

以下の概要を参考に、全体調整及び運営支援について提案すること。

ア 開催時期	令和 7 年 12 月 6 日（土）（予定）
イ 開催場所	飯綱町民会館ホール又は飯綱中学校ホール（予定）
ウ 開催時間	10：00～18：00（予定）
エ 企画調整支援	

- ①20 周年記念音楽会として、「アーティスト A 氏」の出演を依頼しており、同氏によるコンサート & トークショーと飯綱町文化協会の「ゆかいな村の音楽会」とのコラボレーションによる「音楽会」開催の企画調整を行うこと
- ②同音楽会を運営する主たる関係団体等（飯綱町文化協会、飯綱町観光協会など）と調整し、以下に例示する必要な事項についての支援の実施
 - ・音楽会の全体構成やプログラム等の企画支援
 - ・広報関係（告知広報物の制作、当日のパンフレット等制作など）
 - ・音楽会当日の運営、進行管理
- ③その他、集客や町民参加につながる企画及び支援

オ 留意事項及びその他

- ①「アーティスト A 氏」の出演料や、エの②に例示する事項は、受注者決定後に調整することから、提案の際はこれら費用の積算・見積は不要（提案にあたっては、エの①及び

- ③について企画提案をすること)
- ②その他、本音楽会の実施にあたり必要な事項については、発注者と協議の上、適宜調整するものとする

(3) 町制 20 周年にあたっての新聞等のメディアによる広告掲載及び情報発信

町制 20 周年記念を町内外に宣伝・周知するため、新聞等のメディアへの広告掲載や情報発信を実施すること。

- ア 新聞等のメディアを活用した効果的なプロモーション手法を提案・企画立案し、町制 20 周年記念の機運を高める、効果的なパブリシティ活動を実施すること（新聞紙上への広告掲載を想定）
- イ 各種メディアへの配信や取材誘致活動等を戦略的に実施すること
- ウ その他、メディアへの情報発信にあたり必要な事項については、発注者と協議の上、適宜調整するものとする

(4) その他関連する提案事業等

- ア 上記(1)～(3)の内容以外にも、本業務の目的を達成するために効果的・魅力的と考えられる事業等がある場合は、具体的に内容等を提案すること。
- イ 本業務以外にも、町が実施する 20 周年記念事業（町制 20 周年記念式典・記念講演、記念式典アトラクション、テレビ番組収録など）が複数予定されており、本業務とも関連性のある事業もあることから、それら事業の進捗状況等を踏まえて、本業務受託者に別途発注する業務が発生する場合があることを、提案にあたって考慮すること。

4 成果品

業務完了後、すみやかに以下の成果物を提出すること。

- (1) 業務履行届 1 部
 - (2) 業務実績報告書 1 部
 - (3) (2)のデータを収めたCD-R又はDVDなどのメディア 一式
- ※業務実績報告書の詳細については、受託者の決定後に協議する。

5 業務期間・業務全体のスケジュール

契約の日から令和 7 年 1 2 月 2 0 日（金）まで

6 成果品の帰属及び著作権

成果品及び成果品作成のための関係資料（以下、「成果品等」という。）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受注者は、成果品等にかかる受注者の著作権（著作権法第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する権利を言う。）を成果品の引き渡し時に発注者へ無償で譲渡する。
- (2) 発注者は、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

- (3) 受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (4) 受注者は、発注者が承諾した場合には、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を使用若しくは複製し、又は当該成果品の内容を公表することができる。
- (5) 成果品の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受注者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含まれるものとする。

7 業務委託料の支払方法等

委託料として契約書に掲げる契約金額を受託者に支払うものとし、支払時期は業務完了後を原則とするが、必要に応じて一部履行部分を請求することができるものとする。

8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守し、各種許認可等の必要な企画に関しては事前に必ず許認可を得ておくこと。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 本業務を円滑かつ適切に進めるため、打合せ協議は、業務に支障のないように必要に応じてその都度行うものとする。
- (4) 受注者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により発注者、若しくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受注者は、契約締結後速やかに本業務の実施計画、工程表及び体制図等を提出し、発注者の承認を得ること。
- (6) 本仕様書及び実施要領等に定めのない事項は、発注者及び受注者の協議により決定する。